

平成29年度 特別支援学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会

岐阜県における特別支援学校教育指導の基本的な構え

変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」をより一層育むことを目指して、平成20年3月に学習指導要領が改訂された。また、本県では、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、知・徳・体の調和を大切に、きめ細かな教育を推進するための様々な施策を展開し、教育の充実を図ってきた。

一方、幼児児童生徒の障がいは重度・重複化、多様化しており、特別支援教育を一層推進することが求められている。

また、岐阜県は、「第2次岐阜県教育ビジョン」において、本県の子どもたちに育みたい力として、引き続き「自立力」「共生力」「自己実現力」を掲げ、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人の育成のための具体的な施策を示している。

これらのことを踏まえ、各学校においては、生命を尊重する心や規範意識を養い、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育むことを目指し、幼児児童生徒の発達の段階を考慮した指導に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を徹底させながら、確かな学力の育成と、個性を伸ばす教育の充実を一層図るとともに、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、幼児児童生徒の健全育成に努めなければならない。

県教育委員会は、これらのことの具現に向けて、学校の教育課程の編成・実施に係る方針として策定した以下の「教育指導の方針と重点」を基に、学校に対する指導・助言に努める。

方 針

- ◇一人一人に「生きる力」を育む指導をする
- ◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

重 点

〔学校経営〕 全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち、教職員一人一人が崇高なる使命感と高い倫理観をもって教育指導に当たることができるよう、指導性を発揮するとともに、全教職員を生かす機能的な運営組織を確立する。
- ・教育要領・学習指導要領を遵守するとともに、趣旨を踏まえて、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」、特別支援教育コーディネーターの効果的活用等により、個に応じた特別支援教育を推進する。
- ・健康で安心・安全な学校教育を受けられるよう、医療的ケアの実施体制を整備する。
- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対して、将来の自立に向けて一貫した支援を行うため、学校への訪問支援や保護者への相談支援を積極的に行う。
- ・幼児児童生徒の命を守りきることを最優先に考え、全教職員が常に危機意識をもって一人一人の安全・安心の確保に努め、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携をさらに進め、危機管理体制を強化する。特に、非常変災時は、あらゆる手段でその状況を把握し、幼児児童生徒の安全確保に努める。
- ・学校の教育方針などについて家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・幼児児童生徒理解や教科指導をはじめとする教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究とともに、コンプライアンスについての校内研修を組織的・計画的に実施し、専門性の高い人材を育成する。
- ・校務分掌や運営組織等を見直すなどして十分に業務のスリム化を図り、幼児児童生徒に関わる時間を増やすとともに、教職員自身が心身共に健康で、やりがいをもって教育活動に取り組めるよう、学校経営の充実を図る。

- [研 修] 自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける
- ・教育公務員としての使命を自覚し、資質の向上を図るため、日々の実践と面談を通して、学校の課題や自己の課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
 - ・学校の組織力を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修を行う。
 - ・経験年数や職務に応じて、幼児児童生徒に適切な指導、支援ができる力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
 - ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、幼児児童生徒にICT活用や情報モラルについて、より効果的に指導する力を高める研修を行う。

- [教科指導] 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育て、学力向上を推進する
- ・幼児児童生徒の発達の段階や学習状況を踏まえて、一人一人に応じた指導のねらいと評価の観点を明確にし、きめ細かな指導を充実する。
 - ・幼児児童生徒の興味・関心を喚起し、自主的・自発的な学習を促すよう、体験的な学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用した問題解決的な学習を重視するとともに、必要な言語環境を整え、言語活動を充実し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した指導内容や指導方法、評価、教材・教具を工夫改善する。

- [道徳教育] 強く明るく生きようとする意欲と温かい人間関係を醸成する
- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自己を見つめる力や基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、強く明るく生きようとする意欲と態度を育てる。
 - ・経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、道徳的判断や行動ができるように指導するとともに、他を思いやり、励まし合うなど、心の触れ合いを大切にして、温かい人間関係を醸成する。

- [外国語活動] 外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地を養う
(小学部)
- ・一人一人にコミュニケーション能力の素地が養われるよう、児童の障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫し、2学年間を通じた指導計画を作成する。
 - ・外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体験する活動を設定するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿が具現されるよう指導方法等を工夫する。
 - ・互いに認め合い、一人一人が安心してコミュニケーション活動に取り組むことができる学習集団の育成に努めるとともに、全教職員で効果的な指導が行われるよう学習環境や児童の障がいの状態等に応じた校内の指導体制を整える。

- [総合的な] 探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる
[学習の時間]
- ・学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、各学校の目標と育てようとする資質や能力及び態度を明確にし、目標の実現のためにふさわしい内容を設定するとともに、各教科等との関連を一層明確にし、全体計画及び指導計画を工夫改善する。
 - ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせるよう、一人一人の障がいの状態や発達の段階等に応じた体験活動と言語活動を意図的・計画的に設定し、探究活動を充実する。
 - ・児童生徒が自己の学習活動を評価し改善することができるよう、育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、指導・援助を充実する。

- [特別活動] 所属感を高め、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる
- ・児童生徒の自発的、自治的な活動を展開し、一人一人の児童生徒が自分に自信をもち、自分のよさや可能性を発揮して、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとすることができるよう指導と評価を一層工夫改善する。
 - ・集団活動を通して、小学校・中学校・高等学校の児童生徒や地域の人々との交流及び共同学習を積極的に推進し、社会性や豊かな人間性を育てる。

[自立活動] 障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を目指す指導を充実する

- ・幼児児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を高めることができる指導内容や指導方法を工夫する。
- ・的確な実態把握の下、幼児児童生徒、保護者のニーズを踏まえ、校内の支援体制を整えるとともに、関係機関等と連携し、個別の指導計画を作成し、活用する。
- ・各教科、道徳の時間（特別の教科道徳）、外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を保ち、教育活動全体を通して自立活動の効果的な指導を行う。

[生徒指導] 信頼と愛情を基盤とした児童生徒理解に徹し、望ましい人間関係を築く力と自己指導能力を育てる

- ・主体的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、望ましい人間関係づくりを大切にした学級経営や授業を全校体制の指導により充実する。
- ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう指導を徹底する。
- ・一人一人が安心して充実した学校生活を送れるよう、障がいの状態を正しく把握し、全校体制による日常的な教育相談を充実する。
- ・問題行動（いじめ、携帯電話・スマートフォンやインターネットによる事案など）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会・関係諸機関等及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、特別支援学校間や幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校及び関係諸機関等との情報共有と行動連携を強化する。

[進路指導] 自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択決定できる能力や態度を育てる

- ・家庭及び地域や福祉、労働等関係機関との連携を十分に図り、組織的・計画的な進路指導・就労支援体制を確立する。
- ・幼児児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進するため一人一人に応じた「個別の教育支援計画」及び「個別の移行支援計画」を活用する。
- ・一人一人が、将来の夢や希望の実現に向けて自己の能力や適性を見極め、主体的に進路選択ができるよう、正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。
- ・地域や産業界の協力・連携により、産業現場等における長期間の実習を積極的に実施し、社会的自立・職業的自立に向けた実践力を育てる。

[健康教育] 運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態並びに体力・運動能力、食生活等の生活習慣、心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び学年・学部間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康で安全に生き抜く力が育つよう、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法や指導体制を工夫改善するとともに、個に応じた指導の一層の充実を図る。
- ・幼児児童生徒の健康・安全を守りきるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を徹底し、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

□ 全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・安全を第一とした教育活動を展開するために、健康被害や事故等の要因となる学習・生活環境及び幼児児童生徒の行動に十分留意するとともに、緊急時においては、命を守りきることを最優先にした迅速かつ適切な対応に徹する。
- ・幼児児童生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動が絶対に起こらないようにするなど、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・常に、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培う。
- ・幼児児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすように努める。
- ・学校・家庭・地域社会が協力し合い、人や自然と触れ合う体験活動を充実する。
- ・児童生徒の障がいの状態や発達段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を養う実践的な教育の充実を図る。
- ・幼児児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。
- ・学校間、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び関係機関等と積極的に連携し合い、長期的な視点で一人一人を支援する。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、地域や学校の実態に応じ、運営・管理・指導体制を工夫改善する。